

会議開催のお知らせ

宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会

- と き 令和6年1月23日（火）午後2時から午後4時まで
- 場 所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎 4階 特別会議室
- 議 題 報告事項
(1) 太陽光発電導入に向けた新たな取組の検討について
(2) 地域脱炭素化促進事業の促進区域に係る県基準の策定について
(3) 宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会の廃止について
(4) 環境審議会再生可能エネルギー等・省エネルギー促進部会の設置について
- 傍聴定員 10名
傍聴を御希望の方は、開催予定時刻までに、会場で受付をしてください。受付は先着順に行い、定員になり次第終了します。
なお、傍聴に当たっては、別添傍聴要領のほか、会長及び事務局の指示に従ってください。
- 問合せ先 宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会事務局
(宮城県環境生活部 再生可能エネルギー室 再エネ・省エネ推進班)
電話022-211-2655

【報道機関による取材について】

- 取材をされる場合は、別紙により1月22日（月）正午までに再生可能エネルギー室宛て F A X 又は E-mail にて事前申込み願います。
- 会場運営の都合上、事前申込の状況により入場規制を行う場合がありますので、最少人数での取材に御協力願います。
- 取材に当たっては、受付での名刺の提出をお願いします。

傍 聴 要 領

宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会

1 傍聴する場合の手続

傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議の支障となる行為をしないでください。

3 会議の秩序の維持

傍聴者が2の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。